

無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(下線部が改正部分)

改正案	現行
<p>別表第二号第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（略）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 （様式略）</p> <p>注1～16</p> <p><u>17 17の欄の記載は、次によること。</u></p> <p><u>(1) 個々に記載する場合は、「何（又は免許人）所属何固定局」等のように記載すること。</u></p> <p><u>(2) 個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。</u></p> <p><u>(3) 気象援助局（設備規則第54条の2の規定する条件に適合する無線局に限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である受信設備の設置場所が常時一の陸上の場所である場合は、通信の相手方に「(固定観測)」を付記すること。</u></p>	<p>別表第二号第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>（略）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 （様式略）</p> <p>注1～16</p> <p><u>17 17の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できな</u></p>

(4) 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称等を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。ただし、当該人工衛星が使用できなくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は一の人工衛星を含む場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。

なくなつたときに代わりに使用する当該人工衛星と同一の軌道又は一の人工衛星を含む場合は、「(何)系衛星」のように記載することができる。